

企業内託児施設関係事業場 訪問調査結果の概要

(昭和45年度第2・四半期実施)

婦人少年局
婦人労働課
労働省婦人少年局婦人労働課

企業内託児施設関係事業場訪問調査結果の概要

目 次

1. 調査事業場	1
(1) 規模別調査事業場数	1
(2) 産業別調査事業場数	2
(3) 調査事業場における女子労働者の割合	3
(4) 女子労働者のうち学令前の子を有する者の割合	3
2. 運営等の状況	4
(1) 託児施設開設時期	4
(2) 収容定員	4
(3) 託児対象年齢	5
(4) 託児時間	7
(5) 保母の資格を有する者の配置状況	7
(6) 利用者の範囲	8
(7) 保母 1 人当りの託児数	8
(8) 託児 1 人当りの年間経費	9
3. 設備の状況	12
(1) 2才未満の乳幼児を収容する託児施設	12
イ 乳児室又はほふく室	12
ロ 医務室、調理室	13
(2) 2才以上の幼児を収容する託児施設	13
保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室	
4. 施設の建設費	15

企業内託児施設関係事業場訪問調査結果の概要

(昭和45年度第2・四半期実施)

1. 調査事業場

(1) 規模別、運営主体別、調査事業場数

調査を実施した企業内託児施設を有する260事業場について、その規模は、中規模事業場が多く、託児施設の運営は企業が主体となって行なっているケースが多い。

第1表 規模別、運営主体別調査事業場数

規 模 \ 運営主体	企 業	労 働 組 合	運営委員等 会	協同組合	計
労働者数 100人未満	29		1		30
100人～299人	78	6	8	1	93
300人～999人	69	18	17	2	106
1000人以上	21	3	7		31
計	197	27	33	3	260

なお、この調査における運営主体別の分類は次によった。

「企業」……………事業主、会社厚生課等使用者側で運営されている場合。

「労働組合等」…労組、職員互助会、利用者等従業員側で運営されている場合。

「運営委員会等」…運営委、共済会等上記のいずれにも属さない組織で運営されている場合。

「協同組合」……………協同組合が加盟事業場のために設置運営している場合
企業の運営している託児施設について事業場規模別・収容人員別にみ

ると次表のとおり、収容児数11人～30人の託児施設が多い。

第2表 企業運営託児施設の事業場規模別・収容人員別調査事業場数

規 模 \ 収容児数	10人以下	11人～30人	31人以上	計
労働者数 100人未満	16	10	3	29
100人～299人	18	42	18	78
300人～999人	8	34	27	69
1000人以上	1	7	13	21
計	43	93	61	197

(2) 産業別調査事業場数

調査事業場を産業別にみると次表のとおりで繊維工業、病院が多く、製造業においては企業が運営している事例が多く、病院では企業以外が運営している事例が多くなっている。

第3表 産業別、運営主体別調査事業場数

産業 \ 運営主体	企 業				労働 組合等	運営委 員会等	協 同 組 合	計
	10人 以下	11人 ～30人	31人 以 上	小 計				
製 造 業	34	80	57	171	3	8	3	185
食 品	3	16	13	32				32
た ば こ		3	7	10		1		11
繊 維	18	29	14	61		6		67
電 気 器 具	1	10	8	19	2		1	22
そ の 他	12	22	15	49	1	1	2	53
病 院	5	9	2	16	17	11		44

電々公社		4	2	16	17	11		11
郵便事業					6	3		9
その他	4	4	2	10	1			11
計	43	93	61	197	27	33	3	260

(3) 調査事業場における女子労働者の割合

企業内託児施設を有する事業場における女子労働者の占める割合を事業場単位でみると次表のとおり、女子労働者が61%以上を占める事業場において託児施設を設けている事例が多い。

第4表 運営主体別、女子労働者の占める割合別事業場構成比

女子の割合 運営主体	2.0% 未満	21% ～40%	41% ～60%	61% ～80%	81% 以上	計	調査事業場数
企業	2%	11%	19%	41%	27%	100%	197
労働組合等	4	4	33	55	4	100	27
運営委員会等		9	36	49	6	100	33
協同組合			33	33	33	100	3

(4) 女子労働者のうち学令前の子を有する者の割合

企業内託児施設を有する事業場における女子労働者のうち学令前の子を有する者の割合別事業場構成比をみると次表のとおりである。

第5表 女子労働者中乳幼児を有する者の占める割合別事業場構成比

幼児を有する者の割合 運営主体	20% 未満	21% ～40%	41% ～60%	61% ～80%	81% 以上	不明	計	調査事業場数
企業	41%	38%	12%	3%	1%	5%	100%	197
労働組合等	48	33	4			15	100	27

幼児を有する者の割合 運営主体	20%未満	21%~40%	41%~60%	61%~80%	81%以上	不明	計	調査事業場数
運営委員会等	33	39	3	3		22	100	33
協同組合	100						100	3

2. 運営等の状況

(1) 託兒施設開設時期

企業内託児施設の開設時期をみると次表のとおりであり、既婚婦人の職場進出が目立ちはじめた昭和42年以降増加のテンポを早めている。

また、昭和45年からは協同組合方式が現われている。

第6表 託児施設開設時期別事業場数及び事業場構成比

設立年 運営主体	昭和 30年 以前	31年 ～40年	41年	42年	43年	44年	45年 (1～9月)	計
企 業	16(8)	23(12)	4(2)	24(12)	48(24)	54(27)	28(14)	197(100)
労働組合等	2(7)	10(37)	1(4)	2(7)	3(11)	3(11)	6(22)	27(100)
運営委員 会	1(3)	11(34)	2(6)	5(15)	4(12)	8(24)	2(6)	33(100)
協同組合						3(100)	3(100)	3(100)
計	19(7)	44(17)	7(3)	31(12)	55(21)	65(25)	39(15)	260(100)

注()内は構成比

(2) 収容定員

収容定員別にみると次表のとおりで、11人～30人規模の施設が過半数を占めている。

第7表 収容定員別事業場数及び事業場構成比

運営主体	収容定員							計
	10人 以下	11 ～30人	31 ～50人	51 ～100人	101 以上	不 明		
企 業	25(13)	89(45)	26(13)	33(17)	11(6)	13(7)		197(100)
労 働 組 合 等	1(4)	25(93)				1(4)		27(100)
運 営 委 員 会 等	1(3)	19(58)	6(18)	6(18)		1(3)		33(100)
協 同 組 合			3(100)					3(100)
計	27(10)	133(51)	35(13)	39(15)	11(4)	15(6)		260(100)

注 () 内は構成比

注) 本表は収容定員による分類であり、第2表等で用いている収容
実人員別事業場数とは一致しない

(3) 託児対象年齢

企業内託児施設が収容の対象としている乳幼児の年齢帯をみると次表
のとおりである。

第8表 託児対象年令別事業場数及び事業場構成比

年 令 運営主体	0 才 以 上			1 才 以 上			2 才 以 上			3 才 以 上	4 才 以 上	5 才 以 上	計	
	1才 抱	2～3 抱	4～6 抱	小計	2～3 抱	4～6 抱	小計	3才 抱	4～6 抱					小計
企 業 〔収 容 児 数 1 0 人 以 下 1 1 人 ～ 3 0 人 3 1 人 以 上〕	6 (3)	17 (9)	53 (27)	76 (39)	8 (4)	40 (20)	48 (24)	1 (1)	40 (20)	41 (45) (2)	2 (1)	1	197 (100)	
	4 (9)	3 (7)	17 (40)	24 (56)		5 (12)	5 (12)		8 (19)	8 (19)	1 (2)		43 (100)	
	2 (2)	8 (9)	23 (25)	33 (36)	7 (8)	18 (19)	25 (27)	1 (1)	21 (23)	22 (24)	1 (1)		93 (100)	
労 働 組 合 等		6 (10)	13 (21)	19 (31)	1 (2)	17 (28)	18 (30)		11 (18)	11 (18)		1 (2)	61 (100)	
	4 (15)	10 (37)	13 (48)	27 (100)									27 (100)	
	11 (33)	7 (21)	13 (39)	31 (93)		1 (3)	1 (3)		1 (3)	1 (3)			33 (100)	
運 営 委 員 会 等			2 (67)	2 (67)	8 (3)	1 (33)	1 (33)						3 (100)	
協 同 組 合														
計	21 (18)	34 (13)	81 (31)	136 (52)	8 (3)	42 (16)	50 (19)	1 (0)	41 (16)	42 (16)	2 (1)	1 (0)	260 (100)	

注()内は構成比

零才児を預かる託児施設は、全体で5.0%強であるが労働組合、運営委員会等の運営する託児施設ではほとんどの施設が零才児を預っている。

(4) 託児時間

託児時間は母親の勤務時間とほぼ一致しており、8時間以上10時間以下が70%強を占めている。

次表において託児時間が12時間以上18時間未満の場合はすべては2交替制の事業場、24時間の場合は3交替制の事業場である。

第9表 託児時間別事業場数及び事業場構成比

託児時間 運営主体	8時間 未満	8時間 以上 10時間 未満	10時間 以上 12時間 未満	12時間 以上 18時間 未満	24時間	計
企 業	38(19)	142(72)	10(5)	7(4)		197(100)
労働組合等		17(63)	3(11)	1(4)	6(22)	27(100)
運営委員会等		26(79)	2(6)	3(9)	2(6)	33(100)
協 同 組 合		3(100)				3(100)
計	38(15)	188(72)	15(6)	11(4)	8(3)	260(100)

注 () 内は構成比

(5) 保母の資格を有する者の配置状況

託児施設の担当職員として有資格の保母が配置されている割合は次表のとおりである。

第10表 保母有資格者の有無別事業場数及び事業場構成比

運営主体 保母資格者	企 業				労働組 合 等	運営委 員会等	協 同 組 合
	収容児数 10人 以下	11人～ 30人	31人 以上	計			
有	20(47)	69(74)	51(84)	140(71)	20(74)	29(88)	3(100)
無	23(53)	24(26)	10(16)	57(29)	7(26)	4(12)	
計	43(100)	93(100)	61(100)	197(100)	27(100)	33(100)	3(100)

注()内は構成比

(6) 利用者の範囲

企業内託児施設を利用出来る者の範囲についてみると次表のとおりである。

第11表 利用者資格別事業場数及び事業場構成比

利用者 運営主体	従業員全員	女子労働者 全 員	パートを除 く女子労働 者	パートのみ	計
企 業	67(34)	103(52)	4(2)	23(12)	197(100)
労働組合等	16(59)	9(33)	2(8)		27(100)
運営委員会等	13(39)	20(61)			33(100)
協 同 組 合		3(100)			3(100)
計	96(37)	135(52)	6(2)	23(9)	260(100)

注()内は構成比

託児施設の利用者の範囲を従業員全員として分類したなかには認可保育所となっているため、地域住民にも開放している事業場、病院で患者を含めているもの、大学で学生をも含めているもの、下請労働者も含めているもの各1例が含まれている。

(7) 託児担当職員1人当りの託児数

事業場ごとにみた託児担当職員（保母の資格を有しない者を含む）1人当りの託児数は次表のとおりである。

第12表 託児担当職員1人当りの託児数別事業場数及び事業場構成比

保母 1人 当り 託 児 数 運営 主体	全調査事業場				3才未満児のみを託児している事業場			
	5人未満	6～10人	11人以上	計	6人以下	7～10人	11人以上	計
企 業	42(21)	89(45)	66(34)	197(100)	14(64)	2(10)	6(27)	22(100)
収容児数 10人以下	31(72)	12(28)		43(100)	10(100)			10(100)
11人～30人	11(12)	61(66)	21(23)	93(100)	4(57)	2(29)	1(14)	7(100)
31人以上		16(26)	45(74)	61(100)			5(100)	5(100)
労働組合等	17(63)	10(37)		27(100)	9(82)	2(18)		11(100)
運営委員会等	18(55)	14(42)	1(3)	33(100)	13(81)	3(19)		16(100)
協同組合		2(67)	1(33)	3(100)				0
計	77(30)	115(44)	68(26)	260(100)	36(73)	7(14)	6(12)	49(100)

注（ ）内は構成比

注） 児童福祉法によると保母の数は3才未満の乳幼児おおむね6人につき1人以上……と定めている。

(8) 託児1人当りの年間経費

企業内託児施設を運営していくうえで要する託児1人当り年間経費（託児施設運営費）の金額別にみると次表のとおりである。

第13表 託児1人当りの年間経費別事業場数及び事業場構成比

運営主体 \ 1人当り 経費	2 万 円 以 下	2 万 円 を 超 え 4 万 円 以 下	4 万 円 を 超 え 6 万 円 以 下	6 万 円 を 超 え 8 万 円 以 下	8 万 円 を 超 え 10 万 円 以 下	10 万 円 を 超 え 14 万 円 以 下	14 万 円 を 超 え	不 明	計
企 業	10(5)	22(11)	55(28)	35(18)	20(10)	21(11)	23(12)	11(6)	197 (100)
〔収容児数〕									
10人以下		1(2)	3(7)	9(21)	7(16)	9(21)	12(28)	2(5)	43(100)
11人～30人	5(5)	7(8)	32(34)	12(13)	11(12)	10(11)	9(10)	7(8)	93(100)
31人以上	5(9)	14(23)	20(33)	14(23)	2(3)	2(3)	2(3)	2(3)	61(100)
労働組合等	2(7)	2(7)	4(15)	5(19)	5(19)	5(19)	4(15)		27(100)
運営委員会等	1(3)		5(16)	5(16)	3(9)	8(24)	7(21)	4(12)	33(100)
協同組合			1(33)			2(67)			3(100)
計	13(5)	24(9)	65(25)	45(17)	28(11)	36(14)	34(13)	15(6)	260 (100)

注 () 内は構成比

(9) 託児施設利用料

託児施設利用者の1カ月当りの負担する金額の割合別事業場構成比をみると次表のとおりである。

第14表 託児施設利用者の1ヵ月当り負担額別事業場数及び事業場構成比

(単位千円)

負担額等 運営主体	一 律 料 金								差 額 料 金			計		
	無 料	1 未満	1 ～ 1.9	2 ～ 2.4	2.5 ～ 2.9	3 ～ 3.9	4 ～ 4.9	5 ～ 6.9	7 ～ 9.9	10 以上	親の収入 による		＊ 小＞大	＊ 小＜大
企 業	35(18)	28(14)	54(27)	16(8)	15(8)	16(8)	1(1)	5(3)				16(8)	11(6)	197(100)
収容児数 10人以下	13(30)	3(7)	11(26)	5(12)	5(12)	2(5)		1(2)				1(2)	2(4)	43(100)
	13(14)	20(22)	26(28)	5(5)	7(8)	6(6)		3(3)				7(8)	6(6)	93(100)
3 1人以上	9(15)	5(8)	17(28)	6(10)	3(5)	8(13)	1(2)	1(2)				8(13)	3(5)	61(100)
労働組合等		1(4)				3(11)	4(15)	8(30)	2(7)	1(4)		6(22)	2(7)	27(100)
運営委員会等	2(6)	1(3)	1(3)	2(6)	9(27)	3(9)	2(6)	3(9)	4(12)		2(6)	2(6)	2(6)	33(100)
協同組合						3(100)								3(100)
計	37(14)	30(12)	55(21)	18(7)	24(9)	25(10)	7(3)	16(6)	6(2)	1(0)	2(1)	24(9)	15(6)	260(100)

注 () は構成比

＊「小>大」は託児料を託児の年令で差別して年少児の方が年長児より高くしている場合である。

＊「小<大」は年長児の方が高い場合である。

3. 設備の状況

この度の調査対象 260 施設のうち、2才未満の乳幼児を収容しているものが 180 箇所、2才以上を収容している施設は 238 箇所であった。

(1) 2才未満の乳幼児を収容する託児施設

イ 乳児室又はほふく室

2才未満の乳幼児を収容している託児施設について乳児室又はほふく室の有無別及び面積についてみると次の通りである。

第14表 乳児室等の有無別事業場数及び事業場構成比

設 備 運 営 主 体	乳 児 室 又 は ほ ふ く 室 有 り				無	計
	1.64m ² 以下	1.65m ² ～3.2m ²	3.3m ² 以上	計		
企 業	16(14)	16(14)	34(29)	66(56)	52(44)	118(100)
(収 容 児 数 3 1 人 以 上)	9(26)	8(22)	9(26)	26(74)	9(26)	35(100)
労 働 組 合 等	6(22)	12(44)	5(19)	23(85)	4(15)	27(100)
運 営 委 員 会 等	5(16)	10(31)	16(50)	31(97)	1(3)	32(100)
協 同 組 合		1(33)		1(33)	2(67)	3(100)
計	27(15)	39(22)	55(31)	121(67)	59(33)	180(100)

注 () 内は構成比

注) 保育所の設備等の基準を定める児童福祉施設最低基準によると、乳幼児30人以上を入所させる保育所であって、2才未満の乳幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けることとしている。

また、2才未満の乳幼児1人当り乳児室の面積は1.65m²以上、ほふく室は3.3m²以上と定めている。

ロ 医務室、調理室

2才未満の乳幼児を収容している託児施設180個所について医務室、調理室の有無等をみると次のとおりである。

第15表 医務室、調理室の有無別事業場数及び事業場構成比

設備 運営主体	医 務 室				調 理 室			
	あ り		な し	計	あ り		な し	計
	専用	兼用			専用	兼用		
企 業	4(3)	48(41)	66(56)	118 (100)	45(38)	25(21)	48(41)	118 (100)
(収容児数 31人以上)	2(6)	22(63)	11(31)	35(100)	16(46)	5(14)	14(40)	35(100)
労働組合等		10(37)	17(63)	27(100)	17(63)	4(15)	6(22)	27(100)
運営委員会等	2(7)	19(59)	11(34)	32(100)	21(66)	5(16)	6(18)	32(100)
協同組合	1(33)	1(33)	1(33)	3(100)	3(100)			3(100)
計	7(4)	78(43)	95(53)	118 (100)	86(48)	34(19)	60(33)	118 (100)

注()内は構成比

(2) 2才以上の幼児を収容する託児施設

この度調査した2才以上の幼児を収容している企業内託児施設のある事業所238個所について保育室等の有無別についてみると次表のとおりである。

第16表 保育室等の有無別事業場数及び事業場構成比

設 備 運 営 主 体	保育室又は遊戯室				屋外遊戯場			調 理 室			計
	あ		り	なし	あ	り	なし	あ		り	
	面積、 197m ² 以下	198m ² 以上						専用	兼用		
企 業 (収容 児 数 3 1 人 以 上)	20(10)	165(86)	3(2)	3(2)	136 (71)	26(14)	29(15)	70(37)	40(21)	81(42)	191 (100)
労 働 組 合 等	14(23)	46(75)	1(2)	(0)	53(87)	4(7)	4(7)	28(46)	12(20)	21(34)	61(100)
運 営 委 員 会 等	1(5)	20(95)			17(81)	3(14)	1(5)	15(71)	4(19)	2(10)	21(100)
協 同 組 合		3(100)			2(67)		1(33)	3(100)			3(100)
計	21(9)	211(89)	3(1)	3(1)	169 (71)	31(13)	38(16)	102 (43)	49(21)	87(37)	238 (100)

注()内は構成比

注) 前記基準によると満2才以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所の設置を規定している。

また、保育室、又は遊戯室の面積は前記幼児1人につき1.98m²以上と定めている。

4. 施設の建設費

企業内託児施設を設置する場合に要する経費についてみると次のとおりであった。

なお、建設費は設置年度、新改築等により大きく異なるため昭和44・45年度に新築した託児所51個所に限定した。

第17表 託児所建設費の金額別事業場数及び事業場構成比

建設費 運営主体	5百万円 未満	5百万円 ～ 1千万円 未満	1千万円 以上～ 2千万円 未満	2千万円 以上～ 4千万円 未満	4千万円 以上	不 明	計
企 業	14(34)	12(29)	11(27)	2(5)	1(2)	1(2)	41(100)
〔収容児数 10人以下〕	4(57)	2(29)		1(14)			7(100)
11人～30人	7(39)	7(39)	4(22)				18(100)
〔31人以上〕	3(19)	3(19)	7(44)	1(6)	1(6)	1(6)	16(100)
労働組合等	2(67)	1(33)					3(100)
運営委員会等	1(20)	2(40)	2(40)				5(100)
協 同 組 合		2(100)					2(100)
計	17(33)	17(33)	13(25)	2(4)	1(2)	1(2)	51(100)

注()内は構成比

